

被害者治療費用補償特約

第1条 (用語の定義)

この特約において、下表の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

| 用語 | 定義 | | | | | |
|--|---|--------------------------------------|--------------------------------------|--|---------------------------------|-----------------------|
| 敷地内 | 囲いの有無を問わず、住宅の所在する場所およびこれに連続した土地で、本人によって占有されているものをいいます。また、公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。 | | | | | |
| 住宅 | 保険証券記載の地域における被保険者の居住の用に供される住宅をいい、その住宅の敷地ならびに敷地内の動産および不動産を含みます。 | | | | | |
| 身体の障害 | 傷害、疾病、後遺障害または死亡をいいます。 | | | | | |
| 治療費用 | 下表に掲げる費用のうち、保険事故の日から1年間に要した費用をいいます。 <table border="1"><tbody><tr><td>① 医師の診察費、処置費および手術費</td></tr><tr><td>② 医師の処置または处方による薬剤費、治療材料費および医療器具使用料</td></tr><tr><td>③ X線検査費、諸検査費および手術室費</td></tr><tr><td>④ 職業看護師費（＊1）。ただし、謝金および礼金は含みません。</td></tr><tr><td>⑤ 病院または診療所へ入院した場合の入院費</td></tr></tbody></table> | ① 医師の診察費、処置費および手術費 | ② 医師の処置または处方による薬剤費、治療材料費および医療器具使用料 | ③ X線検査費、諸検査費および手術室費 | ④ 職業看護師費（＊1）。ただし、謝金および礼金は含みません。 | ⑤ 病院または診療所へ入院した場合の入院費 |
| ① 医師の診察費、処置費および手術費 | | | | | | |
| ② 医師の処置または处方による薬剤費、治療材料費および医療器具使用料 | | | | | | |
| ③ X線検査費、諸検査費および手術室費 | | | | | | |
| ④ 職業看護師費（＊1）。ただし、謝金および礼金は含みません。 | | | | | | |
| ⑤ 病院または診療所へ入院した場合の入院費 | | | | | | |
| 保険事故 | 被保険者が下表に掲げる他人の身体の障害のいずれかについて治療費用を負担する原因となった偶然な事故をいいます。 <table border="1"><tbody><tr><td>① 住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故による他人の身体の障害</td></tr><tr><td>② 被保険者の日常生活（＊2）に起因する偶然な事故による他人の身体の障害</td></tr><tr><td>③ ①および②以外の偶然な事故による次に掲げる他人の身体の障害 ア. 被保険者の許可を得て住宅内にいる他人の身体の障害 イ. 住宅に隣接する道路上にいる他人の身体の障害。ただし、身体の障害が被害者自身の行為によって発生した事故による場合を除きます。</td></tr></tbody></table> | ① 住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故による他人の身体の障害 | ② 被保険者の日常生活（＊2）に起因する偶然な事故による他人の身体の障害 | ③ ①および②以外の偶然な事故による次に掲げる他人の身体の障害 ア. 被保険者の許可を得て住宅内にいる他人の身体の障害 イ. 住宅に隣接する道路上にいる他人の身体の障害。ただし、身体の障害が被害者自身の行為によって発生した事故による場合を除きます。 | | |
| ① 住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故による他人の身体の障害 | | | | | | |
| ② 被保険者の日常生活（＊2）に起因する偶然な事故による他人の身体の障害 | | | | | | |
| ③ ①および②以外の偶然な事故による次に掲げる他人の身体の障害 ア. 被保険者の許可を得て住宅内にいる他人の身体の障害 イ. 住宅に隣接する道路上にいる他人の身体の障害。ただし、身体の障害が被害者自身の行為によって発生した事故による場合を除きます。 | | | | | | |
| 本人 | 保険証券記載の被保険者をいいます。 | | | | | |

（＊1）日本国外において被害者の治療に際し、医師が付添を必要と認めた場合の職務として付添を行う者を含みます。

（＊2）住宅および住宅以外の不動産の所有、使用または管理を除きます。

第2条 (被保険者の範囲)

(1) この特約における被保険者は、本人のほか、日本国外に居住する下表のいずれかに該当する者とします。

| |
|------------------------------|
| ① 本人の配偶者 |
| ② 本人または本人の配偶者と生計を共にする同居の親族 |
| ③ 本人または本人の配偶者と生計を共にする別居の未婚の子 |

(2) (1) の本人と本人以外の被保険者との続柄は、損害の原因となった保険事故発生の時におけるものをいいます。

(3) (1) の規定にかかわらず、責任無能力者は被保険者に含みません。

第3条 (保険金を支払う場合)

当会社は、この特約により、保険期間中に発生した保険事故により、被保険者が他人の身体の障害について治療費用を負担することによって被る損害に対して、被害者治療費用保険金額（＊1）を限度に被害者治療費用保険金を支払います。

（＊1）保険証券記載の被害者治療費用保険金額をいいます。

第4条 (保険金を支払わない場合)

当会社は、被保険者が、下表に掲げる身体の障害のいずれかに対して治療費用を負担することによって被った損害に対しては、被害者治療費用保険金を支払いません。

| |
|---|
| ① 被保険者の職務遂行に起因する他人の身体の障害 |
| ② 専ら被保険者の職務の用に供される動産または不動産（＊1）の所有、使用または管理に起因する他人の身体の障害 |
| ③ 被保険者の使用者が被保険者の事業または業務に従事中に被った身体の障害。ただし、被保険者が家事使用人として使用する者については、その疾病に限ります。 |
| ④ 被保険者と同居する親族の身体の障害 |
| ⑤ 被保険者の心神喪失に起因する他人の身体の障害 |
| ⑥ 被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する他人の身体の障害 |
| ⑦ 航空機、船舶（＊2）の所有、使用または管理に起因する他人の身体の障害 |
| ⑧ 被保険者の所有、使用または管理する自動車または車両（＊3）に起因する他人の身体の障害 |

（＊1）住宅の一部が専ら被保険者の職務の用に供される場合は、その部分を含みます。

（＊2）原動力が50馬力未満のものおよび艇長が7.9m未満の帆走船を除きます。

（＊3）原動力がもっぱら人力であるもの、遊戯用乗用具、ゴルフ場構内におけるゴルフカートおよびレジャーを目的として使用中のスノーモービルを除きます。

第5条 (家族総合賠償責任補償特約との関係)

当会社は、被保険者が第3条（保険金を支払う場合）の損害について、法律上の損害賠償責任を負担する場合には、この特約により支払う被害者治療費用保険金は、当会社が家族総合賠償責任補償特約の規定により支払う家族総合賠償責任保険金に充当します。

第6条 (普通約款の読み替え)

この特約においては、普通約款第13条（重大事由による解除）（3）を次のとおり読み替え、（4）を追加してこの特約に適用します。

「

（3）（1）または（2）の規定による解除が保険事故の生じた後になされた場合であっても、第14条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、（1）の表の①から⑤までの事由または（2）①もしくは②の事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した保険事故に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

（4）保険契約者または被保険者が（1）の表の③ア. からオ. までのいずれかに該当することにより（1）または（2）の規定による解除がなされた場合には、（3）の規定は、（1）の表の③ア. からウ. までまたはオ. のいずれにも該当しない被保険者に生じた損害については適用しません。

」

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこの保険契約に付帯された特約の規定を準用します。

第7条 (準用規定)